

研修事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

事業者の人材の育成を促進するため、従業員や経営者の各種研修の受講を支援するものです。

2. 助成対象

種類	対象事業	対象者	要件
①	公的研修 (オンラインで実施するものを含む。) の受講	事業者	1 中小企業者であること。 2 独立行政法人中小企業基盤整備機構中部本部人材支援部、愛知県職業能力開発協会、中部職業能力開発促進センター、商工会議所、商工会、国又は地方公共団体（中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 7 条に規定する指定法人及び独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人を含む。）が主催するものであること。 3 市内の事業所に所属する経営者及び従業員が受講することであること。 4 受講者が研修を修了していること。 5 自社の業務で必要な研修であること。 6 オンラインのものについては、リアルタイム対話で、予め日時が定められているものに限る。 7 市が主催又は共催する研修でないこと。 8 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。
②	民間研修 (オンラインで実施するものを含む。) の受講	事業者	1 中小企業者であること。 2 公的研修の実施機関(①の 2)以外が主催するもの(ただし、社内研修を除く。)であること。 3 市内の事業所に所属する経営者及び従業員が受講することであること。 4 受講者が研修を修了していること。 5 自社の業務で必要な研修であること。 6 オンラインのものについては、リアルタイム対話で、予め日時が定められているものに限る。 7 市が共催する研修でないこと。 8 受講者 1 人あたりの受講料が 1 つの研修につき 5 万円以上であること。 9 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

- ※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。
- ※ 中小企業者とは、中小企業基本法上の中小企業者をいう。
- ※ 社内研修は対象外とする。
- ※ 個別での受講が前提の研修は対象外とする。
- ※ 国・県等の補助金と併用することはできません。

3. 助成内容

	助成金の額	限度額
①	研修の受講料として支払った額に 100 分の 50 を乗じて得た額以内	1 の申請につき 5 万円かつ 1 の年につき 30 万円
②	研修の受講料として支払った額に 100 分の 20 を乗じて得た額以内	

- ※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。
 - ※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。
 - ※ 対象経費は、受講料に直接関係のない経費（宿泊費・交通費・食費など）を除いた額とする。

4. 申請期限

交付申請期限

5. 助成金の申請手順及び提出書類

6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和62年春日井市規則第19号）別表第3（第5条関係）に定める研修事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

7. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課
電話 0568-85-6247
FAX 0568-84-8731
メール kigvo@city.kasugai.lg.jp